

# 令和7年度 国立大学法人信州大学研究不正行為防止計画

令和7年4月1日制定

番号	区分	不正を発生させる要因	不正行為防止計画
1	意識向上	研究者倫理意識が低いことで、研究不正が発生する。	研究者倫理に関する意識の向上を推進する。
2	意識向上	研究倫理教育が不定期に実施される、研究倫理教育の機会が提供されないことで、研究者倫理意識が醸成されない。	研究倫理教育を定期的実施する。
3			eラーニング教材を用いた研究倫理教育を推進する。
4	ルール	研究の質を保証する体制がないことで、研究の公正性を証明できない。	研究の質を保証する取組を推進する。
5	体制	機関として不正防止の取組がされず、個人のモラルに任されている。	大学として事例を収集し、要因分析を行うことで、効果的な不正防止の取組を推進する。
6			不正行為防止計画を策定・実施する。
7			不正行為防止に係る情報共有を推進する。
8			不正行為防止に関する体制について、公正・効率の観点から見直しが必要かどうか点検を実施する。
9			不正行為に係る相談窓口、通報窓口、通報受理後の調査の方法や期間等について、学内外に公表する。